

令和４年度第１回農業委員会総会議事録

開会月日		令和４年４月２５日（月）		開議の時刻		午前１０時３０分	
場　　所		市役所本庁舎　全員協議会室		閉議の時刻		午前１１時４７分	
議　　長		東松山市農業委員会長　野村　孝行					
委　員　の　出　席　状　況							
農 業 委 員	席次番号	氏　　名	摘　要	席次番号	氏　　名	摘　要	
	１	松崎　昭三	出　席	７	藤野　香織	出　席	
	２	杉浦　勉	〃	８	松本　禮子	〃	
	３	島田　安三	〃	９	荒川　光明	〃	
	４	千葉　有美子	〃	１０	久保田　節子	〃	
	５	宇津木　昭一	〃	１１	野村　孝行	〃	
	６	鹿田　明	〃				
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	担当地区	氏　　名	摘　要	担当地区	氏　　名	摘　要	
	松　山	加藤　周二	出　席	高　坂	木村　正雄	出　席	
		利根川　里美	〃		坂上　夏苗	〃	
	大　岡	大木　幹雄	〃		田口　豊	〃	
		橋本　隆	〃	野　本	新井　勝美	〃	
		宮永　貞夫	〃		飯嶋　徳造	〃	
	唐　子	戸井田　貞義	〃		加藤　喜之	〃	
		山田　弘明	〃		山下　哲生	〃	
		小澤　謙一	〃				
	議題等		・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他				
公開・非公開の別		公開					
傍聴者数		(会議を公開した場合)　　　　　　０人					
非公開の理由		(会議を非公開にした場合)					
		議　事　参　与　者					
事務局		氏　　名	摘　要				
事務局長		松崎　一祐	出　席				
主　査		小林　裕介	〃				
主　任		福島　誠	〃				

議 案	議 事 顚 末	
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件について	1 開 会	副会長は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 8 番 松本 禮子 委員 9 番 荒川 光明 委員
	3 議 事	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、1 番の申請について、大字上野本在住の申請人（受人）より、五領町在住の申請人（渡人）が、大字上野本地内に所有する農地（田 5 筆）を、受人は農業経営拡大の為、渡人は農業経営縮小の為、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作農地は本申請地取得後 30 a を超えており、耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、2 番の申請について、大字上野本在住の申請人（受人）より、大字上押垂在住の申請人（渡人）が、大字上押垂地内に所有する農地（畑 4 筆・田 6 筆）を、受人は農業経営拡大の為、渡人は農業経営縮小の為、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作農地は本申請地取得後 30 a を超えており、耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、3 番の申請について、大字

	上押垂在住の申請人（受人）より、大字上押垂在住の申請人（渡人）が、大字上押垂地内に所有する農地（田 2 筆）を、受人は農業経営拡大の為、渡人は農業経営縮小の為、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作農地は本申請地取得後 30 a を超えており、耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 4 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、4 番の申請について、大字古凍在住の申請人（受人）より、上尾市在住の申請人（渡人）が、大字古凍地内に所有する農地（田 1 筆）を、受人は農業経営拡大のため、渡人は高齢により維持管理が難しくなってきたため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作農地は本申請地取得後 30 a を超えており、耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 5 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、5 番の申請について、大字上野本在住の申請人（受人）より、大字柏崎在住の申請人（渡人）が、大字下野本地内に所有する農地（田 1 筆）を、受人は農業経営拡大の為、渡人は農業経営縮小の為、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作農地は本申請地取得後 30 a を超えており、耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 島田委員より、1, 2, 5 番の申請について、受人が同じであるが、この 1 年で多くの農地を取得している。何か計画があるのか知りたい、との意見がなされた。事務局より、受人は農業経営拡大のための取得だが、農業経営縮小を図る渡人が譲りたいための面もある旨説明がな
--	--

議案第 2 号 農地法第 4 条 の規定による 許可申請承認 の件について	される。 島田委員より、渡人の事情はともかく、受人が農地を取得しすぎたことにより管理しきれない農地が発生することがないように、注意をしていく必要がある旨の意見がなされた。 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、1 番の申請について、沖縄県在住の申請人が、大字高坂地内に所有する農地（畑 1 筆）を、一般住宅（自己用住宅）として転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、一般住宅（自己用住宅）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、2 番の申請について、大字西本宿在住の申請人が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、農家住宅として転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、農家住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、3 番の申請について、大字西本宿在住の申請人が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、長屋住宅として転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、長屋住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。
--	---

議案第 3 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件	議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件 1 番の申請について 松山地区・千葉委員より、1 番の申請について、大字高坂在住の申請人（受人）より、箭弓町 2 丁目在住の申請人（渡人）が、大字市ノ川地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について 松山地区・千葉委員より、2 番の申請について、沢口町在住の申請人（受人）より、大字東平在住の申請人（渡人）が、大字東平地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について 唐子地区・松本委員より、3 番の申請について、行田市所在の申請人としての法人（受人）より、大字石橋在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（畑 1 筆）を、専用住宅（建売分譲）に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅（建売分譲）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。
--	---

	議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 4 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、4 番の申請について、松葉町 1 丁目在住の申請人（受人）より、大字石橋在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字石橋地内に所有する農地（畑 3 筆）を、専用住宅の建築のため所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅の建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 5 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、5 番の申請について、さいたま市在住の申請人（受人）より、東京都小平市在住の申請人（渡人）が、大字下唐子地内に所有する農地（畑 2 筆）を、専用住宅（自己居住用）に転用するため所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、専用住宅（自己居住用）の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 6 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、6 番の申請について、深谷市在住の申請人（受人）より、大字上唐子在住の申請人（渡人）が、大字上唐子地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。
--	--

	7 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、7 番の申請について、大字岩殿在住の申請人（受人）より、大字岩殿在住の申請人（渡人）が、大字岩殿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、専用住宅（自己居住用）建築のための進上路に転用するため、賃貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅（自己居住用）建築のための進上路の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 8 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、8 番の申請について、朝霞市在住の申請人（受人）外 1 名より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、専用住宅敷地に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅敷地に転用する必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 9 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、9 番の申請について、大字石橋在住の申請人（受人）外 1 名より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 10 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、10 番の申請について、元宿
--	---

議案第 4 号 農用地利用集積事業による 利用権設定承認の件	2 丁目在住の申請人（受人）外 1 名より、元宿 2 丁目在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 11 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、11 番の申請について、幸町在住の申請人（受人）より、大字高坂在住の申請人（渡人）が、大字上野本地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 12 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、12 番の申請について、箭弓町 1 丁目在住の申請人（受人）より、大字毛塚在住の申請人（渡人）が、大字今泉地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 4 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について 議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基
---	---

議案第 5 号 農用地利用配 分計画（案） の件 報告案件 農地法第 3 条 の 3 権利取得 届出報告の件 農地法第 4 条 転用届出報告 の件 農地法第 5 条 転用届出報告 の件 農地法施行 規則第 29 条 第 1 号(2 a 未 満農地内の農 業用施設) 届 出報告の件 その他	盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の 説明が行われる。 内容審議の結果、47 筆の利用権設定を承認した。 議案第 5 号 農用地利用配分計画（案）の件について 議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中 間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づ き、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利 用配分計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう 求めがあった旨の説明が行われる。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見な し」として、これを承認した。 事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。 農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、3 件を確認する。 農地法第 4 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する。 農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、6 件を確認する。 農地法施行規則第 29 条第 1 号（2 a 未満農地内の農業 用施設）届出報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する。 農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和 4 年 5 月 25 日（水） 午前 10 時 20 分～ 会 場 市役所本庁舎 3 階 全員協議会室 午前 11 時 47 分議長は今回上程した議案について審議 を終了した旨を告げ、令和 4 年度第 1 回総会を閉じた。
---	---

以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和4年5月25日

議長 野村 孝行

委員 松本 禮子

委員 荒川 光明